

仙台市バリアフリー基本構想（中間案）に対する 意見の概要と本市の考え方について

○意見の概要と本市の考え方

【全体構想】

（１）重点整備地区候補地の設定に関する意見（１件）

No.	意見の概要	本市の考え方
1	<p>仙台市の重要施策である都心回遊の点や川内地域の再編の点からも、国際センター駅を都心地区に含めることが望ましい。</p>	<p>都心地区の重点整備地区につきましては、生活関連施設候補地の分布状況や主要な道路や河川、町丁界等を考慮し仙台市バリアフリー推進協議会における検討を踏まえ設定しております。</p> <p>国際センター地区につきましては現時点で重点整備地区としての位置づけはありませんが、引き続き「バリアフリー法」や「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」などの関係法令に基づき、バリアフリー化に取り組むとともに、優先順位を踏まえ、重点整備区域や生活関連施設の設定など、地区別構想の策定について検討してまいります。</p>

（２）交通安全特定事業に関する意見（１件）

No.	意見の概要	本市の考え方
2	<p>音響式信号は視覚障害者にとって必要なものだが、近隣住民にとっての騒音源、バリアになりかねない。特にスピーカーが高い位置にあると騒音問題が発生しやすい。騒音問題のより発生しにくいスピーカー位置の低い音響式信号や、PICSの導入を積極的に進め視覚障害者と近隣住民のどちらもが安全・安心に暮らせる環境を作り上げてほしい。</p>	<p>音響式信号につきましては、所管する宮城県警におきまして、音声が出る時間帯を一部制限するなど、周辺住民にも配慮しながら設置を進めております。また、音声を停止している時間帯の対策として、視覚障害者団体等の意見をいただきながら、※高度化PICSの導入推進などにも取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、近隣への影響も考慮しながら、適切な信号施設、システムの整備を進め、交差点における視覚障害者の安全な横断を支援してまいります。（宮城県警）</p> <p>※高度化PICS…高齢者や障害者等の歩行者に、交差点の名称や歩行者用信号機の状況を音声やスマートフォンのアプリ等で提供し、安全な交差点の横断を支援するシステム。</p>

(3) 心のバリアフリーに関する意見 (1件)

No.	意見の概要	本市の考え方
3	<p>聴導犬、介助犬、盲導犬が仙台市内で活躍する状態を増やして頂きたい。聴導犬等を増やし、同じ市民意識で障害者が堂々と街を歩けるノーマライゼーションを目指すべきだ。聴導犬等を見かける場面が少ない原因は、市民のモラル・マナーの低下だけではない。</p>	<p>本市におきましては、補助犬（聴導犬、介助犬、盲導犬）の活動内容等について、イベントでの説明や啓発ポスター掲示などにより広く周知に努めるなど、市民の皆様が補助犬への理解を深める取り組みを進めており、本基本構想におきましても、心のバリアフリーのさらなる推進を図ることとしております。また、補助犬使用者への飼料給付事業を実施する他、補助犬の訓練場所を提供しており、今後もこれらの取り組みを継続して実施しながら、補助犬の普及啓発活動を実施してまいります。</p>

(4) 基本構想の作成等の提案制度に関する意見 (1件)

No.	意見の概要	本市の考え方
4	<p>改正バリアフリー法で導入された基本構想の作成等の提案制度の市民への周知が必要。「素案」に含むべき内容、具体例などを記述したリーフレットなどを作成し、周知に努めていただきたい。</p>	<p>全体構想（本編）におきましてこの提案制度について紹介しておりますが、策定後は全体構想（本編）を本市ホームページに掲載するなど周知に努めてまいります。</p>

(5) その他の意見 (2件)

No.	意見の概要	本市の考え方
5	<p>運輸局、仙台市、当事者団体(個人含)の3者が意見交換できる機会を設けていただきたい。既存の当事者団体に偏らないアプローチが必要。</p>	<p>本基本構想の策定にあたり、国（東北運輸局含む）や関係機関、当事者団体、市関係部局等で構成するバリアフリー推進協議会で議論を行っているほか、同協議会メンバー等による街歩きワークショップも実施しております。今後も機会を捉えて、関係者相互の意見交換の場を設けるよう努めてまいります。</p>
6	<p>法の基準に則った重点整備地区及び整備施設について、概ね網羅されている構想であると思う。現在国において議論が始まっている、2000㎡以下の小規模民間施設についても視野に入れておくべきである。仙台都心の場合、大規模商店街や路面店へのアクセスについてまちづくり団体や関連機関と密な連携をとり、協議を進めてほしい。</p>	<p>本基本構想は、現行のバリアフリー法や法に基づく基本方針等をもとに重点整備地区や生活関連施設を定めておりますが、今後の関係法令の見直しも踏まえ、バリアフリー推進協議会で議論したうえで、適切な時期に基本構想に反映することを検討してまいります。</p>

【地区別構想(都心地区)】

(6) 重点整備区域の設定に関する意見 (2件)

No.	意見の概要	本市の考え方
7	<p>都心地区において、立町小学校周辺のみ枠外である理由を知りたい。この周辺は西公園通りと広瀬通の交差点には高架橋のみで横断歩道が無く、東西南北で分断されている。横断者による死亡事故も起きるなど、バリアフリー化が早急に求められている。</p>	<p>都心地区の重点整備区域につきましては、生活関連施設の分布状況や主要な道路や河川、町丁界等を考慮し仙台市バリアフリー推進協議会における検討を踏まえ設定しております。西公園通と広瀬通の交差点付近を含むエリアにつきましては、現時点で重点整備地区としての位置づけはありませんが、「バリアフリー法」や「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」などの関係法令に基づき、バリアフリー化に取り組んでまいります。なお歩道橋等のバリアフリー化など、当該交差点に関するご意見につきましては、関係機関と情報共有してまいります。</p>
8	<p>p15の【都心地区の重点整備地区と生活関連施設及び生活関連経路(見直し結果)】において、西公園通り・広瀬通り交差点のエリアが重点整備地区から除かれているのはなぜか。付近には横断歩道がなく、歩道橋を渡れない者は大幅に遠回りを強いられている。催事等、通年にわたって不特定多数の利用があり、整備優先度はきわめて高い。</p>	<p>都心地区の重点整備区域につきましては、生活関連施設の分布状況や主要な道路や河川、町丁界等を考慮し仙台市バリアフリー推進協議会における検討を踏まえ設定しております。西公園通と広瀬通の交差点付近を含むエリアにつきましては、現時点で重点整備地区としての位置づけはありませんが、「バリアフリー法」や「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」などの関係法令に基づき、バリアフリー化に取り組んでまいります。なお歩道橋等のバリアフリー化など、当該交差点に関するご意見につきましては、関係機関と情報共有してまいります。</p>